

2008年1月18日
20:30

080118第十一回国際政治論授業

今日の内容は基本的にはテキストの第五章になります。今回扱わないは第四節、対象外となりますので、その他は言及しておきますので。NPTとか軍縮とかは省くということね。

12月17日から第3部ということで安全保障の手段と方法をやっている。

レジュメの一枚目、になりますが、この表がとっても大事ということになります。

日本の外交・安保政策手段と自己規制

政策手段	軟弱	条件提示	抑止	強制
例	外交交渉	経済支援 エネルギー支援	核の拡散 ミサイル防衛	経済制裁 海外での武力行使

日本が現在使っている範囲

図1

なのでこれを中心に勉強してほしい。第3部というのは、いわゆる1部2部で勉強してきたことを受け

て、包括的に安全保障を考えるとところなのだが、安全保障とは何かということ、

まず何を守るのか？国家を守るのか、私は日本ではなく国際社会を守りたいので国際安全保障とか、国籍にかかわらずダルフールの一個人を守りたいのか（人間の安全保障）、色々ありますが、何を守るのか。そして、その前に国家、国民というものをナニから守るのか？伝統的な脅威、国家間の紛争、朝鮮半島有事、台湾海峡から発生するものとか、北朝鮮がこれ以上ミサイルを撃たないようにするとか、そういう伝統的な国家から発生する脅威とか、それから非国家主体、非伝統的な脅威（テロリスト）とか、意図してはいないけど環境も大きな脅威になるとか。そういった非伝統的脅威から国家や国民を守るのか、それが安全保障の目的である「何をナニから守るのか」ということである。日本という国を国境紛争、テロリストから守るためには、何が必要なのか、それが手段になりまして、それがどのようにという第五章、四章になるということになります。日本を例えばテロリストから守るためには何が必要なのか、日本を周辺不安定要因から守るためには何が必要なのかという手段という話が、というのが第四章、五章になります。ここを良一く考えておいてください。

困り込みを見てもらえばわかるのですが、

***安全保障を確保するためには、自らの力（国力）を備え、様々な対外（国際）安全保障協力のツールを組み合わせる。**

「安全保障の基本は、国家の能力に応じて、自助と他国との安全保障協力を適切に組み合わせることにある。そして、国家が直面する脅威の程度や性質、国家を取り巻く国際環境によって、武力紛争の抑止・対処を目的とする対抗的な安全保障協力（同盟、集団安全保障）と武力紛争の予防を目的とする協調的な安全保障協力の比重の置き方が決まる。」

防衛大学校安全保障学研究会編『安全保障のポイントがよくわかる本』（亜紀書房、2007年）329頁。

安全保障、を確保するためには自らの力を備える、それが第四章になりまして、ただそれとともに様々な対外的、国際的な安全保障協力のツールはたくさんありまして、それをどう組み合わせるのか

安全保障政策になるということになります。本文の補足、自助が基本になりますが、と同時に他国との安全保障強力＝同盟、国連、その他の方法、これらを適切に組み合わせることである。なので、同盟なんかいい、国連だけでいいとか、そういうことも選択肢としてはありえるけれども、かなり危ない安全保障政策になる。非武装中立というのも一つのオプション、しかしメリットデメリットもある。自助能力との組み合わせになります。国連に入らないという選択をしているのはスイスだけになりましたが、スイスは国連に加盟したのは2000年だったかな？それまでずっと基本的には中立政策を維持して、EUにも入っていなかったけど、さすがに国際連合は入ろうということになって、国民投票で決めたのがほんの10年ちょっと前になります。なので、色んな選択肢がある。国の能力に応じてツールを組み合わせるといこと。そして国家が直面する脅威の程度や性質によって、国家を取り巻く国際環境によって、ツールの種類についてだが、武力紛争の抑止と対処を目的とする対抗的な安全保障協力。例えば同盟、日米同盟とか、あるいは国連の集団安全保障というものと、武力紛争そのものを発生しないように予防するもの、漢方のようなものだけだね。抑止・対処というのは西洋医学みたいなもので、病気があって病気が進行しないように化学治療をする（抑止）、病気が起きた場合には外科手術をするのだが、これが対抗・抑止の対抗的安全保障。例えば、同盟や国連の集団安保にないr、紛争を前提として、紛争が起きた場合の対処＝制裁や自衛など、そして紛争が起らないように抑止をすとか、そういう形でやるのが対抗的安全保障。それと同時に武力紛争の紛争の予防、そもそも攻撃しようと思わないようにさせる、予防である。これは漢方のような感じである。相手の体の内部に浸透していったら紛争そのものをして意味がないというように思わせて紛争を予防するという方法が協調的安全保障である。ARFというのがあるが、これには北朝鮮も入っている。25カ国入っている。同じメンバー同士でちょっと不信感がある同士もいるのだが、対話をして協調的に安全保障を確立しよう、対抗しなくて協調的にね、というようなものになります。この協調的安全保障協力の比重の置き方が決まるということである。自分が持っている能力、そして考え方、これは憲法9条をどう扱うかだが、そして自分が直面している脅威、国際環境、テロリストの脅威が大きいのか、周辺の領土問題や軍事力増強の方が問題なのか、それに依って同盟、国連、安保という対抗的な安全保障協力を使うのか、それと協調的安保、どれくらいの比重でやっていくのか。自民党だと日米同盟重視である。国連を否定しているわけではないが、やはり政権に長くいると色々現実を見てしまってやはり日米同盟だ、重視の上で国連があるんだということになっている。一方小沢さんは最近おかしい、国連重視である。しかし同盟は否定していない。同盟も大事だが、比重としては国連重視でやっていきたいということである。しかし、国連や同盟だけでは結局は本当の意味では紛争をなくすことはできない。紛争の種はなくすことができない。なので会話とかその他の方式、協調的安全保障を使って紛争をなくしていこう。自分にとって安全な環境を作っていこうということ。どの程度の比重にするかは自由、その国・人・専門家の価値判断などによって変わってくるが、そこも考えてほしい。特に日本のこういう命題を、安全保障の基本は国家の能力に応じて自助と他国との安全保障協力を適切に組み合わせることであり、それは脅威の性質や取り巻く環境に応じて対抗的な安保協力なのか協調的な安保協力なのか、その比重の置き方が決まってくる。こういう命題があるとすれば、日本の場合はどう考えるか？ということを試験のために考えてほしい。そのためには色んな用語、協調的安全保障・同盟・対抗的安保協力・国力など、用語は押さえないといけない。で、それを押さえた上で、初めてどういう風に日本はそれを使ってゆくのかが考えられるので、色々整理しておいてほしい。

さっきの対抗的云々という話であるがその横のほうに囲い込みであるが、まとめるとこんな感じになっている。

【対外安全保障協力】

※**安全保障協力の類型** (健康管理に例えると、: テキスト第5章)
対抗的安全保障 (抑止・対処) — 集団防衛 (同盟)、集団安全保障 (制裁)
協調的安全保障 (予防) — 例: 欧州安全保障協力機構 (OSCE) (ヘルシンキ)
e.g. 信頼醸成措置 (ホットライン設置、軍事演習・部隊移動の事前通告、
安全保障対話、防衛交流など)、統治能力の向上、経済開発など。
統合的安全保障「安全保障共同体」(統合) (“不戦共同体”) 例: EU
国際統合論 ・ 価値の共有、アイデンティティの共有 (we-ness)
(*意識調査 Euro Barometer, Asia Barometer)
・ 機能主義、機能主義的協力
・ 制度主義

対外安全保障協力の類型としてさっきの健康管理にたとえると、西洋医学的案ものも大事だし、そもそも病気になるようにするという予防、漢方の発想もどちらも必要である。なのでそれを分類すると、対抗的安全保障、紛争を抑止したり対処する。これが集団防衛 (同盟) とか、集団安全保障 (制裁) である。あるいはそもそも相手と同じ席に座って、紛争がそもそもないようにする、したくないようにするという予防の発想、これはヨーロッパのOSCEなど色々ある。あともう一つ、テキストで言うと、協調的安全保障はチャプター5の3節にある。もう一つ進んで、統合的安全保障というものがあって、もう相手と一緒にになってしまう! そうすれば紛争が生じることはない、だって同じだもんということ。同じ一つのアイデンティティ、一つの主体になるということね。例えばEUはそうであろう。イギリス・フランス・ドイツ。フランスとドイツなんて何百年戦っているのか。お互い未だに嫌いだと思うが、一方で、さんざん第一次第二次世界大戦で戦ってさんざんだったということで二度とああいう戦争を起こさないようにするために一緒になろうということ。ただ、ドイツとフランスがやめるということではなくて、もう一つその上にEUという組織のアイデンティティ作って同じ仲間としてやっていこうという統合である。協調よりももっと進んでいるという方法もあるということも押さえてほしい。この命題、安全保障を確保するための基本は自分の国力、自助努力をどれくらいにして、自衛隊をどのくらいにするのか、経済力をどのくらい持つのか。それと×国際安全保障協力のツール、対抗的・協調的・統合的、これらをどういうふうに組み合わせてやっていくのが安全保障の政策である。では、日本はどうなのか? ということを是非考えてほしい。

最初の授業から何度も言っているが、日本のことを考えるときに一般的な安全保障論からすると日本は特殊な地位にあるということが現実としてある。それを肯定的に見るか、一方でその特殊性に対してちょっと疑問を持って、このままでいいのか、力をもう少し考えて国際安全保障にもう少し参加した方が良いのではないかという議論もある。いずれにせよ、この日本国の憲法9条に象徴される、その解釈によって象徴される平和主義というものには理想と現実があるのだが、非常に特殊な地位にあるということとは理解してほしい。ではその特殊性とは何かというと、安全保障の手段、つまり武力というものを持っているものの行使について極めて厳しい自己規制をしているということ。憲法9条とはそういうことである。そういう特殊性があるから、そう考えた上でどういうどういうポリシーミックスを考えてゆくか、どういう風に日本の安全保障を構築させてゆくかということを考えてほしい。

日本は今、安全保障をどうやって構築してゆくのか。イラクとアフガンに派遣して以来混沌状態である。一体何をしたいのかが問われている。

日本のセキュリティポリシーの話で授業をしていると、10年前のことだが、女性外交官の留学生が、日本の軍隊登用に説明したのに対して「軍隊といわないでください。なぜならば日本には自衛隊しかいないから」という風に主張していた。自衛隊は特殊な軍隊だがね。一般的に国際的な基準で見た場合には自衛隊は軍隊であって、軍隊ではないと言い続けること自体が自分を欺いている。そういう意見もあれば、一方でその4年後に、もう一人の日本人の学生が、元自衛官の学生が、自己紹介で「自分は日本海軍

の提督です」というようにはっきりと軍と言っていた。自衛隊の人は自衛隊の人は国際活動をすればするほどわかるのだが軍隊だと言うことがわかっているし、ただ特殊な軍隊なのである。武力行使において自己規制をしている軍隊であるということがわかる。日本は海軍という言葉避けて、「海上自衛隊」という言葉を使っている。かなり自己規制が働いている。こういうねじれの状況が非常に不思議に感じられる。なので、軍事・武力に関する特殊な考え方を踏まえて日本の安全保障政策を考えなければならぬ。しかし普通にポリシーミックスをしろといっても、韓国やアメリカやフランスやカナダとかとは違う条件があるので、ここは自己規制しているからこそ考える必要がある。日本に課せられた課題である。結論から言うと、初回の授業で言ったが、日本の安保政策の手段や方法は、例えば国力・自助努力について、つまり軍事力については制度上、憲法上自己規制している訳なので、国際基準からすると△と言うことになる。国力は使えない、使わないと言うことになる。それと、国際安全保障協力のツール、対抗的なものは集団防衛と日米同盟と国連。原理的には違う。武力は行使するが、理由が全然違う。自衛のための行使と、みんなで脅威だと決めつけて制裁をするための武力行使とは全然論理が違うが、結局は同じことなのである。脅威が発生した場合にそれに対抗するという発想なので、集団防衛も集団安保も同じく対抗的安保の中の自衛と制裁を使った武力行使を前提としたのである。それも、日米同盟も制度上一見強化されているし、維持されているし、続く意志がある。しかし最近きんんでいる。やっと給油新法が通ったが、みんな暫定的な措置だと言うことはわかっている。しかも、給油が戦闘に使われないようにしなければならないということで非常に使いにくい油だがみんなこれは暫定的な措置だと言うことがわかっている。なので、そういう風にして国際的に、対米的に協力する場合にも規制があって、しかも普通の同盟ではない。普通の同盟は安全保障論は自衛権があって、自衛権は個別的自衛権と集団的自衛権があって、どちらも行使できるという前提の上に米韓同盟もあるし、NATOもあるという状況なのだ。しかし、日本の場合には集団的自衛権については持っているけど行使しないという解釈をとっているのだから、どうするかという問題であるので、同盟の理論上、制度上△になっている。どう運用する改善の問題として制度上、基本的な理論上△になっている。集団的自衛権が行使できないという状況になっている。

その集団的自衛権を行使すべきかどうかについては、安部政権の安保懇談会があって、ミサイル防衛について、ミサイルが飛んでいった場合にハワイに向かっているが、青森県上空を通過しているけどハワイに向かっているからいいやというようにするのか、ハワイに届く前に青森県上空で打ち落とすのかという議論。あるいはインド洋で給油している最中に、アメリカの艦隊やカナダの艦船が攻撃された場合に助けるのか助けないのか。そういう議論があったりします。ちなみに福田政権は一応集団的自衛権に関する懇談会の報告書を凍結しました。福田さんはどちらかというと自民党の中でもリベラルな方なので安全保障についても非常に慎重な人である。安部さんは保守的な人。どっちになったにせよ、この問題は考えなければいけないのだが、福田総理は待ったをかけたという状況である。で、今日は国連を中心にやってゆくが、集団安全保障についてやるが、結論から言うと△の状態である。色々参加するようになったけれども、制度上全面参加できないという状況になっている。

しかし、もう一つ部類として扱うのが、地域安全保障の枠組みである。国連というのはグローバルである。日米というのはローカルである。ローカルであると同時にグローバルである。対テロ協力。とはいえあくまで二国間である。それ以外の枠組みはどうするのか？特にグローバル・ローカルではなくて地域、リージョナルな枠組みについてどうするのかということである。いくらアメリカと付き合いながらも、国連と付き合いながらも、やはり埋まらないところがあって、一番自分の周り、地域のお隣さん、コミュニティでの話はどうするのか。ヨーロッパはもう何十年もかけてEUを作り上げてきた。アフリカ連合、アフリカも何十年もかけてまかりなりにもAUというアフリカ連合があって、地域機構がある。ちなみにアフリカ連合は02年からそういう名前になって、もともとはOASであったのだが、もっと強めていこうと言うことでアフリカ連合を作っている。63年にアフリカ紀行があってやっと02年にアフリカ連合となった。しかしアジアが一番経済的に一番発展していて、安定していて、中国が台頭しているとい

う状況の中でEUのようなものはない。しかし徐々に作ろうとはしている。しかしいずれにしてもまだ発展途上であって結論から言うと△である。こういう安保政策の手段をどのようにミックスするのか、対抗的なもの、協調的なもの、地域的なもの、これをどう組み合わせるのか、日本の安全保障を確立してゆくののか。まず現状としてそれぞれが△という状況から始まって、じゃあこれは同盟を強めてゆくののか、国連を重視してゆくののか、こういうことを考えてほしい。

国連のビデオを見た。

青いベレー帽、国連PKOの兵隊とかはブルーヘルメットソルジャーズとあって、国連の指揮官の下動いていると言うことで、碧いベレー帽やヘルメット、そして腕章を付けている。東ティモールというのはPKOの一つの例で、まだ日本が参加できる状況なのだが、カンボジアも成功例として言われているが、アフガニスタンやイラクというのは国際平和協力法では対処できないのである。戦闘地域なので。一応非戦闘地域に送るという法律を作ったのだが、戦闘地域の中の非戦闘地域ってどこなのかという小泉首相によると自衛隊のいるところであるというように答弁していたが、そういう理由から特別措置法というのを作って、今やっている。いわゆる伝統的なPKOの例で、東ティモールの場合はインドネシアの一部だったのだが、独立したいと言うことでようやく国連の庇護の下、独立して21世紀最初の国と呼ばれたが、ただ独立の課程でインドネシアの中の独立反対派がいて武力で虐殺を始めたので、東ティモール人を放っておけないということで国連が動いて、国連軍が多国籍軍という形で入っていった。ただ日本の場合にはあくまで後方補給支援、物資協力と言うことで、じっさいの治安維持などはできない分けて、そういうものはオーストラリア軍が主導で入っていった後に韓国軍や中国軍が入っていった、その後日本が入っていった補給支援等をやった。

日本の安保政策の手段と方法の中で軍事力、自衛隊は今一生懸命改変しようとしている。領土防衛じゃなくて海外派遣を本来任務としようとしているという状況があるけれども、実際には色々規制があってどうなのか。日米同盟もどんどん拡大しようとしているが、根幹としての集団的自衛権の行使が日本はできないとしているために色々な活動ができないという状況である。国連が今回のポイントになるのだが、集団安全保障というツールである。日本と国連もあまり芳しい議論がない。どんどん日本の存在感が薄れていてどうしようという状況になっている。日本の国連での地位は、日本が国連の安全保障に参加する場合に、もちろん大国なので、安全保障理事会が鍵を握っている。部隊を派遣するか、PKO派遣するかとか色々なことを決める。なので日本としてもそこで席がほしい。席はあるのだが、二年ごとの選挙で決まるので、席がない場合があって、常任理事国になりたいということが日本の願いなのだが、去年は失敗した。また頑張ればいいのだが、常任理事国入りの問題と、日本の国連における地位について、今後どうなるのかがある。一番有名なのは分担金なのだが、人はあまりいないのだが、分担金はしっかり払っている。国連の通常予算分担率は、国力に応じて経済力に応じて比率が決まるのだが、トップ2がアメリカと日本である。アメリカが国連の2割を払っている。最近はずっと滞納したりしていたが、今は日本は16~7ぐらい。国連のほぼ2割を日本が払っている。数年前まで19だったのだが、中国にもっと払うように交渉して3%にした。それにしても、ナンバー2である。あとPKOの予算についても、分担率はアメリカがトップで日本が2位になっている。しかし、最近悩ましいのは、こんなに払っているのになぜ安保理の常任理事国になれないのかということと、職員のうち管理職がまだ少ないと言うこと。人口が少ないと言うこともあるが、要員が育っていないという状況と、いくら国連でも汚い世界があるので人事で選ばなければならないのでね。しかしまだ管理職は少ない。あとはPKOが悩ましいところで、まだ二位の分担金を払っているのだが、存在感が薄れてきている。90年代はルワンダやカンボジアなど色々なところに出して、結構日本はPKOで頑張っているというイメージが国際的にもあったのだが、しかしPKOに参加する手段は、92年以降ようやく確立した。

明石さんがこの間スーダンに行って、対応してくれたのが中国の警察官で、英語をしゃべって対応して

いる。日本は出していないのでないということ。危ないから出していない。なぜ中国がダルフールにいるか、石油があるから。それと同時に常任理事国で、応分の負担を負っているということ。中国は90年代初めはPKOという発想がありませんが、最近参加していて、14位の要員提供国。日本は80位の最低クラスのランクになります。日本は国際安全保障に参加する、PKOを出すときに90年代はそれが売りだったのだが、最近PKOが変質してしまって、危ない複合型のPKOになったので参加が難しくなってきた。参加後原則が守れない、なので個別にアフガンやイラクは個別法で対応していた。その間に中国はアジアでは存在感を示していて、14位、日本は80位になってしまった。

ODAについても、日本は今3位であるが10年くらいには6位に転落するのではないかという状況である。別にトップ2を維持しなければならないわけではないのだが、量よりも質なのでね。質で勝負するしかないのだが、日本の地位・存在感は国連でもちょっと存在感がちょっと薄れている。日米同盟もちょっときしんでいるけどね。実際に安全保障絵論の話と関係していうと、国連安全保障への参加と言うことが人数の問題だけではなくて、どういう政策をやっていくかというときにどんな規制があつてどうするかという話になるのだが、例えば制裁や、伝統的PKOから拡大複合型PKOになっているがどうするかという問題がある。集団的自衛権=同盟と、集団安保=国連との日本の関係ね。国連・国際平和協力の方面でも、憲章第7章、もし紛争が起きた場合にできるだけ話し合いで解決するが、できなかつたら第7章で制裁をするということ。そのときに国連のような国際機構の中で不当に武力行使をした国に対して残りの国は、軍事力を含む制裁を加え、安全を確保しようとする体制である。日本はまず、制裁の点では、小沢さんは国連だからいいじゃんといっているが、その集団安全保障の国連軍の多国籍軍については、憲法9条の下、武力行使の点で自己規制がある。日本はそれができない。補給支援はどうかという話があるが、国連憲章第7章の制裁には全面参加ができない。だから問題になっている。安保理の常任理事国になった場合に、お金を払ったから常任理事国になりたいというのも一理あるのだが、安保理の常任理事国としての義務が足せるのかという問題がある。一番トップが全面参加でき兄と周りをどうやって説得するのか。なので、常任理事国になった場合には、普通は国連におけるすべての義務を負わなければならない。安全保障関係は特に。そういう問題がある。あともう一つは、ちなみにここは読んでおいてほしい。

¹ 日米同盟は朝鮮戦争中に成立。朝鮮半島有事に対しては日米同盟のみならず国連集団安全保障でも関与。1951年吉田・アチソン交換公文、1954年国連軍地位協定(UN SOFA)、1960年岸・ハーター交換公文で確認。米軍基地・座間は国連軍後方司令部、その他、一部の在日米軍基地は国連軍基地に指定されている大沼久夫編『朝鮮戦争と日本』(新幹社、2006年)。1950年末、朝鮮戦争中、米軍の要請に応じて吉田総理は海上保安庁の特別掃海隊派遣。大久保海上保安庁長官(当時):「日本が将来、国際社会において名譽ある地位を得るためには、私達自らが自らの努力により、その汗によって獲得しなければなりません。今回諸君はあらゆる困難の下、これを克服して偉大なる実績をあげ、国際的信頼を勝ち取るとともに、日本の進むべき方向を示しました。今回の壮挙は新生日本の歴史上永く記録されるべきものです。」平岡洋一「朝鮮戦争に『参戦』した日本人一派遣された特別掃海隊の困難」『歴史の群像 61 朝鮮戦争(下)』(学研、1999年)

なぜこれを挙げたのかというと、集団安全保障、軍事制裁に実は日本は参加していたことがある。朝鮮戦争中に参加している。1950年末に米軍の要請で海上保安庁の掃海艇が出ている。実際に犠牲者も出ている。しかし、まだ当時日本は独立していなかった。なので日本国として参加はしていないが、米軍の要請で派遣して、犠牲者も出た。しかし、吉野総理は、国会でこれを追及されたときに「記憶にない」といって隠し通した。実際の犠牲者となった遺族の方々が国家勲章をもらったのは70年代のことである。実際に日本は何もしなくていいという状況ではなくて、実際には参加していたのである。そういう中で平和憲法といってきた政府の嘘を下に今の安全保障政策があるのである。ちなみにその遺産があつて、1954年に国連軍地位協定というのがあつたが、これもまだある。なのでもし朝鮮半島で有事があつた場合に、日米同盟でも勧告を助けるが国連集団安全保障という中で助ける。それを守らなければならない。

もう一つの問題はPKOであるが、PKOも数のことだけではなくて、制度の問題であり、一応PKOは制裁ではない。話し合いに基づいて派遣をして治安維持をする。戦争をしに行くわけではない。東ティモール政府の同意を得て、派遣するのである。全部自衛隊要員がいて停戦監視や色んなことをやっている。ただPKOというものも参加5原則や武器使用において、自衛隊は自分を守るけど他の人は守れないとか言う問題があつて、PKOで△という状況がある。

また国連PKOで自衛隊の部隊が活動できる範囲と武器使用の基準というのがある。ポイントはPKOとい

うのは、人道復興支援、後方支援、停戦監視、警備、治安維持、すべてが含まれている。ただ日本の場合、半分くらいしか法律ではできない。つまり人道復興支援、後方支援、停戦監視である。というのは92年の国連PKO協力を作ったときに、人道復興支援と後方支援はやっていいということであるが、停戦監視など武器に関わることは一切やってはいけないという状態であった。しかしその後01年に改正をして、停戦監視もできるようになった。武器を使うのではなく、武器を取り上げて紛争解決をしてゆく。なので01年以降の課題というのは、フルに参加する場合には、敬語や治安維持という問題が残っているが、実際に武器を持って難民キャンプを警護できるか。難民をどう守ることができるのかという治安維持に従事するのか。そういう議論がある。

イラクのサマワにいたが、敬語ができないので、キャンプの外を守るのはオーストラリア兵やオランダ兵に頼んでいた。そのときに、オーストラリア兵やオランダ兵がテロリストに襲撃されたときに自分たちは撃たれていないから放っておかなければならない状況だがどうするのか。国連の枠組みであった場合は集団的自衛権と関係ないのではないかという議論もある。しかし実際は、イラクは多国籍軍。国連決議に基づいて国連軍として出ているのではなくて多国籍軍として出ているので自衛権が絡んでいる。ポイントは国連PKOや国際平和協力は日米だけの話ではないのでそういうときに治安維持や警護というものが現時点ではできないという解釈をして、PKOという手段・ツールも制度上△という状態になっている。

ということでPKOの参加についても、伝統的PKOなら参加できるが、しかし、スーダンやダルフルになると、今の主流、複合型の、停戦があるのかないのかという状態の中で行く平和執行部隊という複合型PKOが主流になってくる中で、もちろん自制をするという選択肢もあるし、関わるという選択肢もある。ということで参加5原則を修正しないと警護や治安維持ができないので、武力の使用を最小限にするとか武器使用の基準とかも問題にある。それから、国際平和活動に参加する法的根拠は92年の国際平和協力法であるが、それだと一応PKOに出せるのだが、アフガンやイラクなど、対テロ戦と関わっているような地域に、戦闘地域なのに非戦闘地域に行くなんて言うよくわからないことをやっている。そうしないと出ることができないので、でないと石油を守れないし、アフガンの復興に関わるために特別措置法を作った。とりあえず補給新法で12月通った。1年間もう一回やらせてくださいという形で出てきたのだが、これはあくまで暫定的な措置だとわかっているので、一般法というものをだす、つまり平和協力法以外の部分（アフガンやイラク）にも普通に出せるようにする法律を作りのかどうかである。

今回は最後の地域と協調安保など、安全保障共同体や東アジア共同体構想などについて話して終わる。